

問Ⅴ - 3 - ④（公益目的事業比率）

法人が保有する資金のうち、どのようなものが特定費用準備資金に当てはまるのかがわかりません。利用方法について教えてください。

答

1 特定費用準備資金とは、将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費・管理費に計上されるもので、引当金の対象となるものは除く。）に係る支出に充てるために保有する資金をいいます（公益法人認定法施行規則第18条）。たとえば、将来の特定の事業費、管理費に特別に支出するために積み立てる資金で、新規事業の開始、既存事業の拡大、数年周期で開催するイベントや記念事業等の費用が対象となります。

また、たとえば、既存事業を維持する場合であっても、将来において見込まれている収支の変動に備えて法人が自主的に積み立てる資金（基金）や専ら法人の責に帰すことができない事情により将来の収入が減少する場合に積み立てる資金（基金）も、特定費用準備資金となります（問Ⅴ - 3 - ⑦参照）。

なお、予備費等、将来の一般的な備えや資金繰りのために保有している資金は下記2の要件を充たさないため、特定費用準備資金に該当しません（問Ⅴ - 4 - ②参照）。

特定費用準備資金への繰入れは、会計上は貸借取引となりますが、公益目的事業比率や収支相償といった認定基準においては、この繰入れを費用とみなして取り扱うこととしています。また、将来の特定の事業費又は管理費に支出するために特定費用準備資金を取り崩した時には、当該取崩しは事業比率の算定上は費用額の減算、収支相償の判定上は収入とみなすこととなります。

2 特定費用準備資金への繰入れについては、次の要件をすべて満たしていなければなりません（同法施行規則第18条第3項、公益認定等ガイドラインⅠ-7. (5)②）。

- ① 資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
- ② 資金の目的毎に他の資金と明確に区分して管理され、貸借対照表の特定資産に計上していること。
- ③ 資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること又は目的外で取り崩す場合に理事会の決議を要するなど特別の手續が定められていること（注）。
- ④ 積立限度額が合理的に算定されていること。
- ⑤ 特別の手續の定め、積立限度額、その算定根拠について事業報告に準じた備置き、閲覧等の措置が講じられていること。

(注) 目的外取崩しの特別な手続とは、例えば定款に「特定費用準備資金の管理は別途、理事会で定める手続による」と定め、目的外取崩しは理事会決議に委ねるということが考えられます。

具体的には、申請書や定期提出書類の別表C(5)において、活動の内容、計画期間、活動の実施予定時期及び積立限度額の算定方法等を記載し説明する必要があります。

- 3 一事業年度の特定費用準備資金への繰入額については、収益事業等を行っていない場合、又は収支相償の計算において収益事業等の利益の50%を公益目的事業財産に繰入れる場合は、計画に定めた積立限度額の範囲内であれば、特に制限はありません。

一方、収支相償の計算において収益事業等の利益の50%超を公益目的事業財産に繰入れる場合には、積立て期間内で計画的に積立てる計算が必要になりますのでご注意ください(公益認定等ガイドラインI-5.(3)②(注))。